

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市下京区若宮通五条下ル毘沙門町33番地1					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社 ハートフレンド 代表取締役 片岡 孝一					
事業者の主たる業種	総合食品 スーパーマーケット					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成 22年 4月 ～ 平成 25年 3月					
基本方針	平成21年度を基準（基準年度実績に同年新規店舗を平年化した値）として3%以上のCO2削減を目指す。					
推進体制	社長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置と、副社長を本部長としたecoハートプロジェクトによる実施計画策定及び経営戦略会議による進捗管理。					
	環境マネジメントシステム名称					
	適用範囲					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日					
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	22～24	照明設備	改装時及び新規出店時に高効率照明（LED等）の導入			
	22～24	空調設備	新規出店時トップランナー機種導入。省エネ装置の導入及び高効率機種への更新			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （21）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （24）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	8,711.9 t	8,458.4 t	-2.9 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 8,711.9 t	*2 8,458.4 t	-2.9 %		
	目標設定の考え方	平成21年度の店舗数（通年換算）を基準に、毎年1%のCO2削減を目指し、平成24年度は、21年度比3%のCO2削減の達成を目指す。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	事業者一括	二酸化炭素換算 売上(億円)×延床面積(千㎡)	1.005 CO2-t	0.975 CO2-t	-3.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	CO2排出量に密接な関係を持つ、売上、延床面積を分母とし、省エネ法に準じ前年比1%削減し、3年間で3%の削減を目指す。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	10.0 t	（削減量）		10.0 t
削減量等合計			*a 10.0 t			
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 8,711.9 t	(*2)-(*a) 8,448.4 t	-3.0 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・お買いもの袋ご持参のお客様へのポイント付与 ・オリジナルエコバッグの販売 ・ハイブリッド車の購入 ・リサイクル資源の店頭回収の実施 ・ネオンサイン消灯					
特記事項	当社では、省エネ、エコ活動推進のため副社長直轄プロジェクト（ecoハート）を立ち上げ、環境に優しい企業を目指し、全社一丸となって活動して参ります。					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等における事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。